

# 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の 状況確認調査の結果【概要版】

令和2年9月  
厚生労働省

# 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査の結果【概要】

## 調査の経緯

### <児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

### <児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）  
二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）  
三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。



## 調査対象等の概要

### <確認対象児童>

令和元年6月1日時点において、全国の市町村（1,741市区町村）に住民票があり、以下の①～④のいずれかに該当する児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ 児童を対象とした手当の支給事務等において連絡・接触ができず、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童

### <集計>

上記の確認対象児童について、令和2年8月18日時点における確認の状況を集計。

（参考：平成30年度「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」結果概要 調査期間：平成30年6月1日～令和元年6月25日（1年間））

- ・ 把握対象児童15,270人のうち、状況確認ができていない児童は17人。（令和元年6月25日時点）

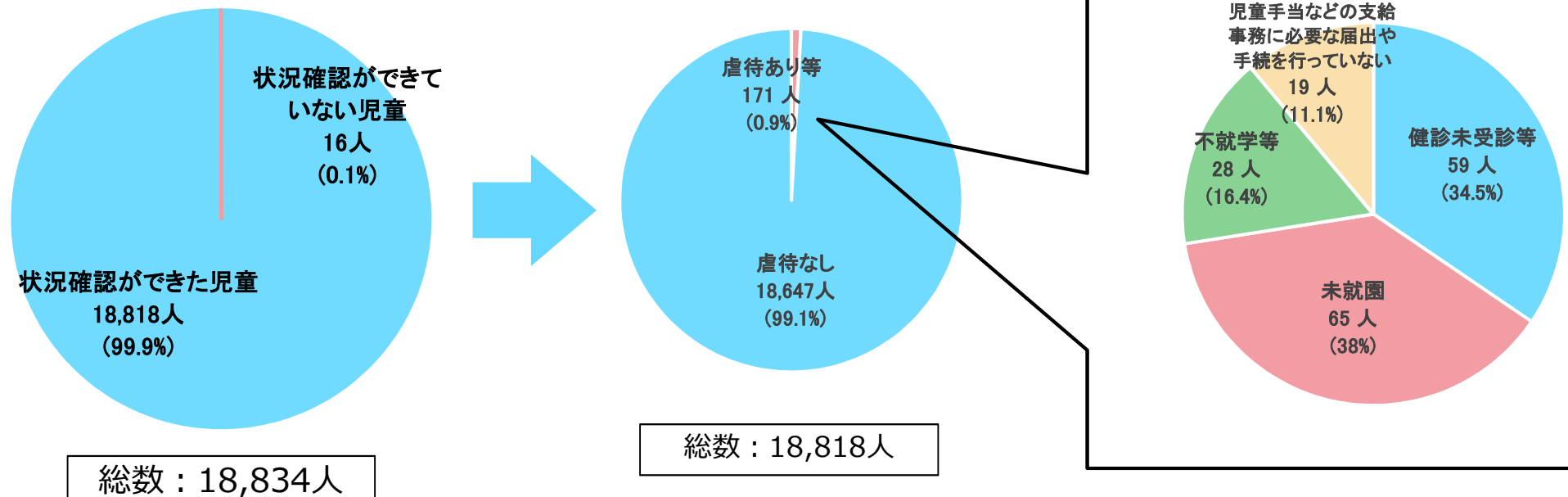
## 調査結果の概要

- 令和元年6月1日時点の確認対象児童は、全国で18,834人。  
このうち、令和2年8月18日までの間に状況確認ができた児童は18,818人(99.9%)、状況確認ができていない児童は16人(0.1%)。

- 状況確認ができた児童(18,818人)のうち、「虐待なし」とされた児童は18,647人(99.1%)、「虐待あり等」(\*)とされた児童は171人(0.9%)。

「虐待あり等」とされた171人の児童については、全て市町村又は児童相談所の支援等を実施。

### ● 「虐待あり等」とされた171人の内訳



※「虐待あり等」とは、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童を指す。

### ■ 状況確認ができた児童の確認方法

	人数	比率
ア 目視により確認	8,387人	44.6%
イ 出入国在留管理局に照会	5,295人	28.1%
ウ その他信頼に足る情報による判断	5,136人	27.3%
総数	18,818人	100.0%

### ■ 状況確認ができていない児童に係る調査先

	人数
行方不明者届	7人
出入国在留管理局に照会（再照会含む）	13人

※複数回答のため、児童数の重複あり。

## <今後の対応方針>

### 状況確認ができていない児童（16人）について

- 令和2年8月18日時点で状況確認ができていない児童（16人）については、全て状況確認の調査(※)を継続中。  
(※)「行方不明者届提出」、「東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会」

### 今後の調査について

- 令和2年10月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない子どもについて、**令和3年3月31日までの確認の状況の調査を実施し、取りまとめの上、公表する。**